

## 誓約書

日高夏まつりにおける出店について、次の事項を厳守し責任をもって営業するとともに、主催者に一切迷惑を掛けない事を誓約します。

- 1 日高夏まつり実行委員会が指定する営業時間を厳守します。
- 2 私は、兵庫県暴力団排除条例を遵守します。
- 3 私は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にあるものではありません。また、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にあるものを働かせません。
- 4 出店に関し、他人に名義を貸しません(私以外のものが営業しません。)
- 5 出店申請書を提出した後、暴力団を排除するため、出店申請書が関係機関に提出されることについて、異議申し立ていたしません。
- 6 出店許可区域の具体的な位置は、運営上支障のないよう主催者の指示に従います。
- 7 出店配置するうえで、関係者の車両の出入通路を確保します。
- 8 出店業者は許可証を、良く見える場所に掲示し許可のない出店は一切いたしません。
- 9 特異な事故等があった場合は、許可期間内であっても主催者の指示に従います。
- 10 出店付近の樹木や施設等を痛めたり、ゴミや汚水等の散布を行いません。
- 11 出店場所に設置してある資材は一切使用しません。
- 12 閉店後、または撤去した時はゴミを完全に除去し出店付近を清掃します。
- 13 火気を取り扱う店については、消火器を設置します。
- 14 本誓約書に違反し、出店許可を取り消された場合は、一切不服を申さず即刻店舗を撤去します。あわせて、来年からの出店を断られても異議申し立ていたしません。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 出店責任者、補助者全員の署名押印が必要

### 兵庫県暴力団排除条例抜粋(利益の供与の禁止)

第20条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員または暴力団員が指定したものに対し、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。
  - (2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決または鎮圧を行うことの対償として、暴力団員または暴力団員がしていたものに対し、利益を供与すること。
- 2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員または暴力団員が指定したものに対し、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなっていることを知って、利益の供与をしてはならない。(以下略)